

# 平成 19 年度 市・県民税 改正のポイント

## ①所得割の税率が一律 10%に改正されました

市・県民税は最低税率が5%から 10%に引き上げ、最高税率は 13%から 10%に引き下げとなり、市・県民税の所得割は一律 10%となりました。

## ②定率減税が廃止されました

平成 19 年度分から所得割額の 7.5% (上限 2 万円) の減税が廃止されます。

## ③ 65 歳以上の方の非課税措置が廃止されました

平成 17 年 1 月 1 日現在において 65 歳以上 (昭和 15 年 1 月 2 日以前生まれ) の方で前年 (平成 18 年中) の合計所得が 125 万円以下の方については、下記の経過措置が適用されます。

均等割	本来の税額の 3 分の 1 を減額し、3 分の 2 の 2600 円を課税。(市民税 2000 円、県民税 600 円)
所得割	本来の税額の 3 分の 1 を減額し、3 分の 2 を課税。

※なお平成 20 年度分からはこの経過措置は廃止となります。

市・県民税額の決定通知書または市・県民税の納税通知書は 6 月中旬以降にお手元にお届けします。その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。

市役所 税務課市民税係 ☎ 3111 内線 161、162

## ④調整控除が新設されました

市・県民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があります。したがって同じ収入金額でも、市・県民税の課税所得金額は、所得税よりも多くなっていますので、住民税の税率 5% から 10% に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまうことになります。

このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、下記の方法により市・県民税を減額することによって、納税者の税負担が変わらないように調整します。

### ■市・県民税の課税所得金額が 200 万円以下の方

次の①と②のいずれか小さい額の 5%

- ①人的控除額の差の合計額
- ②市・県民税の課税所得金額

### ■市・県民税の課税所得が 200 万円を超える方

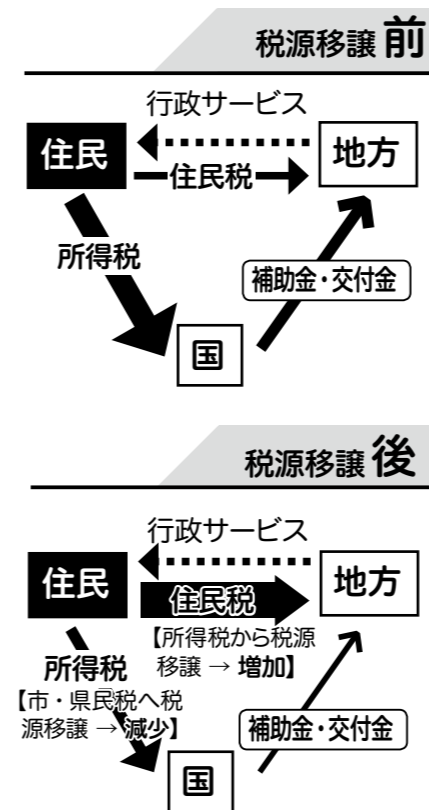
{ 人的控除額の差の合計額 - (市・県民税の課税所得金額 - 200 万円) } の 5%

ただし、この額が 2500 円未満の場合は 2500 円とします。

### 例 市・県民税と所得税の人的控除額の差

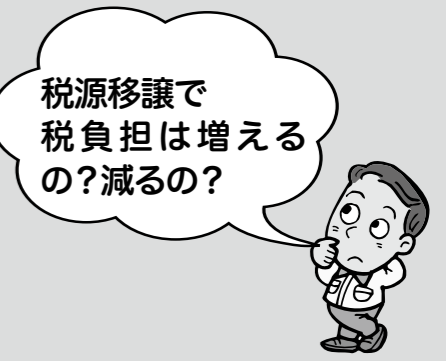
	市・県民税	所得税	控除額の差
基礎控除	33 万円	38 万円	5 万円
配偶者控除	33 万円	38 万円	5 万円
老人配偶者控除	38 万円	48 万円	10 万円
扶養控除	33 万円	38 万円	5 万円
特定扶養控除	45 万円	63 万円	18 万円

# 「国から地方へ」 税源移譲により今年度から 市・県民税が 変わります



そのため、地方団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう、国税から地方税へ 3 兆円の税源移譲が行われることになりました。

「地方 国の方針のもと進められている三位一体改革。この三位一体改革とは①国から地方への補助金の削減」「②地方に配分される地方交付税の縮小」「③国税から地方税への税源移譲」を行う改革です。これまででは、国が国税として集めた財源の中から、補助金や交付税という形で地方に財源が配分されており、地方団体の行政運営は自主性が低いといえませんでした。このため、地方団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう、国税から地方税へ 3 兆円の税源移譲が行われることになりました。



**答** 税源移譲によって住民税が増えるも所得税が減るため、原則納税者の負担は変わりません。市・県民税については最低税率の引き上げと最高税率の引き下げを行い一律 10% に、一方所得税も税率の調整が行われるほか、人的控除の差に対応した調整控除により、税源移譲による税負担の増減は原則としてありません。ただし同時期に行われる定率減税の廃止や、65 歳以上の方の非課税措置の段階的廃止、また皆さんの収入の増減等により実際の負担額は変わります。ご理解ご協力をお願いします。

## 平成 19 年度 市・県民税所得割の計算例

一律 10% 課税となり、課税所得 200 万円以下の方は税率が 5% から 10% となるため、18 年度と比較すると所得割額は基本的には 2 倍になることになります。また、ほとんどの所得層で所得割額が上がります。税源移譲による所得税の減額は平成 19 年分所得税 (平成 19 年中の所得) からとなります。

給与収入の方の場合	給与・扶養	年度	課税所得	税率	速算控除額	市・県民税額 (A)			所得税額 (B)		市・県民税 + 所得税額 (A+B)	定率減税廃止による増額分
						定率減税額	調整控除額	定率減税額	定率減税額			
300 万円 扶養なし	[65 歳未満]	18	1,290,000	5%	0	64,500	-4,900	-	124,000	-12,400	171,200	17,300
		19	1,290,000	10%	-	129,000	-	-2,500	62,000	-	188,500	
500 万円 扶養なし	[65 歳以上]	18	2,630,000	10%	-100,000	163,000	-12,300	-	258,000	-25,800	382,900	38,100
		19	2,630,000	10%	-	263,000	-	-2,500	160,500	-	421,000	
500 万円 配偶者 子 2 人	[65 歳以上]	18	1,640,000	5%	0	82,000	-6,200	-	144,000	-14,400	205,400	20,600
		19	1,640,000	10%	-	164,000	-	-10,000	72,000	-	226,000	
700 万円 配偶者 子 2 人	[65 歳以上]	18	3,080,000	10%	-100,000	208,000	-15,600	-	288,000	-28,800	451,600	44,400
		19	3,080,000	10%	-	308,000	-	-2,500	190,500	-	496,000	

年金収入の方の場合	年金・扶養	年度	課税所得	税率	速算控除額	市・県民税額 (A)		所得税額 (B)		市・県民税 + 所得税額 (A+B)	定率減税廃止による増額分	
						定率減税額	調整控除額	定率減税額	定率減税額			
150 万円 扶養なし	[65 歳未満]	18	307,000	5%	0	15,300	-1,200	-	25,700	-2,570	37,200	3,800
		19	307,000	10%	-	30,700	-	-2,500	12,800	-	41,000	
200 万円 扶養なし	[65 歳以上]	18	301,000	5%	0	15,000	-1,200	-	25,100	-2,510	36,300	3,800
		19	301,000	10%	-	30,100	-	-2,500	12,500	-	40,100	
250 万円 配偶者 控除あり	[65 歳以上]	18	452,000	5%	0	22,600	-1,700	-	35,200	-3,520	52,500	5,300
		19	452,000	10%	-	45,200	-	-5,000	17,600	-	57,800	
300 万円 扶養なし	[65 歳以上]	18	1,245,000	5%	0	62,200	-4,700	-	119,500	-11,950	165,000	16,700
		19	1,245,000	10%	-	124,500	-	-2,500	59,700	-	181,700	
300 万円 配偶者 控除あり	[65 歳以上]	18	915,000	5%	0	45,700	-3,500	-	81,500	-8,150	115,500	11,700
		19	915,000	10%	-	91,500	-	-5,000	40,700	-	127,200	

※実際の市・県民税課税額は、表の税額のほかに均等割 4,000 円が加算されます。  
 ※定率減税廃止による増額分は 100 円未満を切り捨てた金額です。  
 ※「速算控除」とは累進課税を基本とする上での、税率による差額分を調整するためのものです。